

浜松市立小中学校特別教室空調整備事業

入札説明書

2024（令和6）年3月

浜松市

【 目次 】

I	入札説明書の定義	1
II	事業の概要	2
1	事業名称	2
2	事業の対象	2
3	事業目的	2
4	事業内容	2
5	事業期間等	3
6	事業方式	3
III	入札に関する条件等	5
1	入札参加者の構成及び定義	5
2	入札参加者の参加資格要件	6
3	入札に関する留意事項	10
4	選定方法及びスケジュールについて	11
5	入札手続等	11
6	入札にあたっての留意事項	15
IV	落札者の選定	17
1	落札者の選定方法	17
2	PFI 等審査委員会の設置	17
3	審査の内容	17
4	審査項目	17
5	落札者の決定	17
6	審査結果及び評価公表	18
7	落札の無効	18
8	事務局	18
V	提示条件	19
1	事業フレーム	19
2	市の支払いに関する事項	19
3	選定事業者の収入	19
4	事業者の事業契約上の地位	20
5	入札保証金及び契約保証金	20
6	保険	20
7	市と事業者の責任分担	21
8	SPC に関する取扱い	22
VI	事業実施に関する事項	23
1	市による本事業の実施状況の確認	23
2	事業期間中の選定事業者と市の関わり	23
VII	契約の考え方	24
1	基本協定の締結	24

2	契約手続き	24
3	契約の概要	24
4	入札価格と契約金額.....	24
5	議会の議決	24
VIII	その他	25
1	基本協定に違反した場合の取扱い.....	25
2	特定事業の選定の取消し.....	25
3	情報公開及び情報提供.....	25

別紙 1 対象校一覧

別紙 2 現地見学会の実施概要及び留意事項

I 入札説明書の位置づけ

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、浜松市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）に基づき、2024（令和 6）年 3 月 25 日に特定事業の選定をした浜松市立小中学校特別教室空調整備事業（以下「本事業」という。）を実施する者を選定するため、総合評価一般競争入札（以下「本件入札」という。）を実施するにあたり、本事業及び本件入札に係る条件を提示するものである。

II 事業の概要

1 事業名称

浜松市立小中学校特別教室空調整備事業

2 事業の対象

本事業を実施する者として選定された事業者（以下「選定事業者」という。）は、別紙1「対象校一覧」に示す浜松市内の小学校83校414教室、中学校43校360教室、小中一貫校3校24教室、合計129校798教室において新たに整備する空調設備（以下「空調設備等」といい、室内機、室外機及び配管のほか、本事業で新たに整備される一切の設備を含む。）の設計、施工、工事監理、市に対する所有権の移転、維持管理並びにこれらに付随し、関連する全ての業務及び学校との調整を本事業の対象とする。

3 事業目的

本事業の実施にあたっては、PFI法に基づき市立小中学校の特別教室に空調設備等の設計、施工及び維持管理を一体的に実施し、民間事業者の技術やノウハウ等を最大限に活用することで、業務の効率化が図られ、短期間に全ての対象室に空調設備等を整備することで学校間の公平性を確保するとともに、維持管理を含めた事業として実施することで、維持管理期間中も含めた性能保証を確保し、効率的かつ効果的な運用による市の財政負担の縮減を図ることを目的とする。

4 事業内容

選定事業者は、以下の業務を行うものとする。

(1) 設計業務

- ア 設計のための事前調査業務
- イ 対象校における設計業務（各対象校の一般図の作成並びに設計図書の作成等）
- ウ その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、調整、報告、申請並びに検査等。なお、調整業務には、学校等との調整も含む。）

(2) 施工発注業務

- ア 施工のための事前調査発注業務
- イ 施工発注業務（施工業務には、空調設備等の導入に伴う一切の工事（エネルギー関連の設備の設置、デマンドコントロールを行う場合のデマンド監視装置の適切な設定、植栽その他既存施設等の移設・復元、既存設備の撤去、処分及び既存冷媒の回収・引渡等）を含む。）
- ウ その他、付随する業務

(3) 工事監理業務

- ア 施工に係る工事監理業務
- イ その他、付随する業務

(4) 所有権移転業務

ア 施工完了後の市への所有権移転業務

(5) 維持管理業務

ア 空調設備等の維持管理のための事前調査業務

イ 空調設備等の性能の維持に必要な一切の業務（空調設備等を事業期間中に利用できる状態に保つために必要な定期点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換及びその他一切の設備保守管理業務等。なお、デマンドコントローラーを設置する場合は、運用状況を踏まえた適切な設定変更も含む。）

ウ 空調設備等に係る緊急時対応業務（問合せ対応及び緊急修繕等）

エ 空調設備等の運用に係るデータ計測及び記録業務

オ 空調設備等の運用に係るアドバイス業務（運転マニュアルの作成及び省エネ運用に関する助言等）

カ 空調設備等の法定点検業務（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る定期点検業務）

キ その他、付随する業務（計画書・手順書・帳票等の作成及び提出、調整、維持管理記録の提出・報告、セルフモニタリングによる確認・報告、市が行うモニタリングへの協力及び運用に係る近隣対策への協力等。なお、調整業務には、対象校等との調整も含む。）

(6) 移設等業務

ア 所有権移転後に対象校において移設等が必要となった場合の移設等業務

空調設備等の移設等業務にかかる費用は、別途に締結する契約に基づき、市の負担とする。

5 事業期間等

本事業は、次のスケジュールで行うこととする。

(1) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日（2024（令和6）年12月を予定）から、2039（令和21）年3月31日までの約14年間とする。

(2) 契約等の締結

ア 仮契約

2024（令和6）年11月上旬を予定している。

イ 本契約

2024（令和6）年12月（事業契約の締結日）を予定している。

6 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が、市と事業契約を締結し、選定事業者が空調設備等の設計、施工及び工事監理を行い、市に所有権を移転した後、事業期間を通じて維持管理業務を行うBT0（Build-Transfer-Operate）方式とする。

ただし、施工発注業務については、構成企業若しくは協力企業のうち、施工業務の担当

を予定している企業へ、SPC が当該業務を発注し、従事させることを想定している。したがって、SPC が施工業務に関連して自ら行う必要のある業務は、施工業務の発注であるため SPC に建設業法上の許可は不要である。

III 入札に関する条件等

1 入札参加者の構成及び定義

入札参加者の構成については、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、「II 4 事業内容」に示す業務を担う法人を含むグループとし、以下に定義する構成企業及び協力企業で構成されるものとする。

構成企業	入札参加者を構成する法人で、SPC から業務を直接受託又は請負し、SPC に出資を行う者
協力企業	入札参加者を構成する法人で、SPC から業務を直接受託又は請負するが、SPC には出資を行わない者

イ 入札参加者は、設計業務を行う企業（以下「設計企業」という。）、施工業務及び移設等業務を行う企業（以下「施工企業」という。）、工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）、維持管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）により構成されるものとする。なお、進捗管理や企業間の連絡調整等の業務を行う企業（以下「その他企業」という。）が入札参加者の一員となることを妨げない。

ウ 入札参加者は、あらかじめ構成企業の中から代表企業を定め、その代表企業が入札参加手続を行うこととする。

エ 入札参加資格審査書類の提出時には、入札参加者を構成する法人は、代表企業、構成企業及び協力企業のいずれの立場であるかについて明らかにすることとする。

オ 入札参加者の構成企業又は協力企業が、「II 4 事業内容」に示す複数業務を兼ねて実施することは妨げないが、同一の事業対象箇所（学校単位とする。）における施工業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

加えて、入札参加者の構成企業及び協力企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成企業又は協力企業になることはできない。なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

カ 入札参加者の構成企業及び協力企業は、他の入札参加者の構成企業及び協力企業になることはできない。また、入札参加者の構成企業及び協力企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成企業又は協力企業になることはできない。

なお、市が落札者との事業契約締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業又は協力企業が、選定事業者の構成企業又は協力企業から業務を受託することは可能とする。

キ 原則として、本事業の入札への参加の意思を表明した入札参加者の構成企業及び協力企業の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。

ク 落札者となった入札参加者は、選定後直ちに（仮契約の締結に向けて）構成企業の出資により会社法（平成 17 年法第 86 号）に定める株式会社として SPC を設立するものとする。このうち代表企業の出資比率は、出資者中最大とすること。

SPC は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、監査役を設置する株式会社でなくてはならない。

出資者は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行うことを禁止する。

ケ 構成企業及び協力企業は、事業提案において各構成企業及び協力企業が受託又は請け負うこととなっている業務を、SPC から受託又は請け負うこととする。ただし、「空調設備等の所有権移転業務」については、SPC が自ら実施することとする。

2 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成企業及び協力企業は、以下の(1)及び(2)で規定する参加資格要件を、入札参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならない。当該要件を満たしていない入札参加者の入札は認めない。

また、入札参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、本事業について、「IV 2 PFI 等審査委員会の設置」で示す「小中学校特別教室空調整備事業」における浜松市 PFI 等審査委員会（以下「PFI 等審査委員会」という。）の委員に接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

(1) 共通の参加資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。

イ 市から入札参加停止の措置を受けている者ではないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であるものと認められないこと。

エ 直前 2 年間の国税又は地方税を滞納していないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、申告・納付等の個別延長の適用を受けている者は、個別延長の適用対象について滞納していないとみなす。

オ 浜松市暴力団排除条例（平成 24 年浜松市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又はその構成企業の統制下にある団体ではないこと。

カ 浜松市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団から委託を受けた団体ではな

いこと。

- キ 浜松市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体ではないこと。
- ケ PFI法第9条第1項各号のいずれかに該当する者ではないこと。
- コ PFI等審査委員会の委員又は委員が属する法人と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。
- サ 本事業についてアドバイザー業務に関連している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。
 - ・株式会社建設技術研究所
 - ・Pros.環境計画株式会社
 - ・竹澤建築設計工房
 - ・シリウス総合法律事務所
- シ 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）のうち、次のいずれかに該当する者ではないこと。
 - (ア) 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - (イ) 浜松市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
 - (ウ) 本市の議会の議員、市長若しくは副市長、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5に規定する委員会の委員若しくは委員又は地方公営企業の管理者に該当する者。
- ス 以下の届出の義務のいずれかを履行していない者ではないこと。
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 業務を遂行する構成企業又は協力企業に関する参加資格要件

本事業の各業務は、入札参加者の構成企業又は協力企業が担当することとし、業務ごとにそれぞれ次の要件を満たすものとする。

ア 設計企業

設計企業は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の企業で実施する場合は、(ア)、(イ)の要件については全ての企業でいずれにも該当し、(ウ)の要件は1者以上が該当すること。

- (ア) 本市の令和5・6年度入札参加資格登録業者名簿（建設工事関連業務委託 業種：建築関係コンサルタント）に登録されていること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。
- (イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を、代表者若しくは、参加資格確認基準日において3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者が有していること。
- (ウ) 2014（平成26）年度以降に、教育施設とそれに類する施設の空調設備等の設計

の元請としての実績を有すること。なお、「教育施設とそれに類する施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等とする。

イ 施工企業

施工企業は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の事業者で実施する場合は、(ア)の要件については全ての企業で該当し、(イ)及び(ウ)の要件は1者以上が該当すること。

- (ア) 本市の令和5・6年度入札参加資格登録業者名簿（建築工事 業種：管工事又は電気工事）に登録されていること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。
- (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 資格者名簿の「管工事」にあつては、2014（平成26）年度以降に、教育施設とそれに類する施設の空調設備等の施工の元請としての実績を有すること。なお、「教育施設とそれに類する施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等とする。

ウ 工事監理企業

工事監理企業は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の企業で実施する場合も全ての事業者が同要件を満たすこと。

- (ア) 本市の令和5・6年度入札参加資格登録業者名簿（建設工事関連業務委託 業種：建築関係コンサルタント）に登録されていること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。
- (イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を、代表者若しくは、参加資格確認基準日において3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者が有していること。資格を、代表者若しくは、参加資格確認基準日において3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者が有していること。
- (ウ) 2014（平成26）年度以降に、教育施設とそれに類する施設の空調設備等の設計又は工事監理の実績を有すること。なお、「教育施設とそれに類する施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等とする。

エ 維持管理企業

維持管理企業は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の事業者で実施する場合も全ての事業者が同要件を満たすこと。

- (ア) 本市の令和5・6年度入札参加資格登録業者名簿（業務委託・賃貸借 業種：空調設備保守点検業務委託）に登録されていること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申

請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。

- (イ) 入札参加者が選択したエネルギー方式での運用に必要となる資格を持ち、参加資格確認基準日において引き続き3ヶ月以上の雇用関係がある、常勤の自社社員を有していること。
- (ウ) 2014（平成26）年度以降に、完成済みの教育施設とそれに類する施設を対象とする、空調に関する維持管理の実績（連続する1年以上の期間）を有していること。なお、「教育施設とそれに類する施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等とする。

オ その他企業

その他企業は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の事業者で実施する場合も全ての事業者が同要件を満たすこと。

- (ア) 実施する業務内容に該当する本市の令和5・6年度入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、入札参加資格確認申請書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。
- (イ) その他業務を実施するために法令上必要とする資格等がある場合は、当該資格等を有していること。

(3) 業務の再委託又は下請けの要件

入札参加者の構成企業又は協力企業が、本事業の業務を再委託又は下請させる場合の条件は原則として以下のとおりとする。

所有権移転業務を除く各業務の一部に限って再委託又は下請けさせることができるものとする。なお、施工業務及び移設等業務に関しては、建設業法（昭和24年法律第100号）第22条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守するものとする。

(4) 入札参加表明書等の受付日以降の取扱い

入札参加資格を有すると認められた入札参加者が、入札参加表明書等の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は次のとおりとする。

ア 参加資格確認基準日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合

入札参加者の構成企業又は協力企業のうち、1者以上が参加資格を喪失した場合は、原則として当該入札参加資格を取り消すものとする。

イ 落札者決定日の翌日から事業契約締結日までに参加資格を喪失した場合

入札参加者の構成企業又は協力企業のうち、1者以上が参加資格を喪失した場合は、市は仮契約を締結しない、又は仮契約を解除することがある。これにより、仮契約を締結しない又は仮契約を解除しても、市は一切責任を負わない。

3 入札に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、提案書類等の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

入札の参加に関し必要な費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

ア 著作権

提出書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。ただし、市は本事業の公表時及びその他市が必要と判断した場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用できることとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外の目的には使用することはない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

ウ 情報公開請求

入札提出書類は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、若しくは市が入札提出書類の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、入札参加者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより入札参加者の正当な利益を害する情報がある場合には、市の判断で非公開とするものとする。なお、市及び入札参加者は、情報公開請求等において市が入札参加者から提出された書類等を使用・公開する場合について、市は入札参加者に対し、書類等の使用・公開についての対価の支払いを要しないものとする。

(4) 市からの提示資料の取扱い

市が貸与する資料は、入札参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、異なる複数の提案書を提出することはできない。

(6) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え及び再提出は、市から指示する場合を除き認めない。

(7) 使用言語及び単位、時刻

本事業において入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4 選定方法及びスケジュールについて

(1) 事業者の募集及び選定の方法

事業者の募集及び選定にあたっては、透明性、公平性及び競争性の確保に配慮したうえで、本事業に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）を採用する。

(2) 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行う。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに市ホームページにて公表する。市ホームページのアドレスは、「VIII 3 情報公開及び情報提供」を参照すること。以下同様とする。

日 程	内 容
2024（令和6）年3月26日	入札公告（入札説明書等の公表）
2024（令和6）年3月29日	入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の申込締切
2024（令和6）年4月8日	入札説明書等に関する説明会の開催
2024（令和6）年3月26日～6月28日	参考図書等（全対象校分）の貸与申込受付
2024（令和6）年4月15日～16日	現地見学会の開催
2024（令和6）年3月26日～4月26日	入札説明書等に関する質問の受付
2024（令和6）年5月下旬	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表
2024（令和6）年5月24日	入札説明書等に関する個別対話の申込締切
2024（令和6）年6月6日～7日	入札説明書等に関する個別対話
2024（令和6）年6月下旬	入札説明書等に関する個別対話結果の公表
2024（令和6）年6月24日～28日	入札参加資格審査書類の受付
2024（令和6）年7月5日	入札参加資格審査結果の通知
2024（令和6）年7月29日～31日	入札提出書類（提案書）の受付
2024（令和6）年9月中旬	事業者に対するヒアリング
2024（令和6）年9月下旬	落札者の決定及び公表
2024（令和6）年10月上旬	基本協定の締結
2024（令和6）年11月上旬	仮契約の締結
2024（令和6）年12月	本契約の締結※

※本事業の実施にあたっては、事業契約に関する議案を浜松市議会令和6年11月定例会に提出し、これら議案の成立後、事業契約締結となる。

5 入札手続等

(1) 入札公告（入札説明書等の公表）及び参考図書等の貸与

市は、入札公告と同時に、市ホームページにおいて入札説明書等を公表する。なお、以下の書類については、DVDにより直接希望者に貸与するので、希望者は期日までに申

込みを行い、市の指定する日時に下記の貸与場所に受け取りに来ること。各社1部のみとする。

ア 参考図書

以下の書類を希望者に直接貸与する。

- (ア) 対象校・対象室図示図面
- (イ) 対象教室数一覧
- (ウ) 対象校 一般図・CAD 図面
- 《以下、参考資料》
- (エ) 対象校別高圧単線結線図
- (オ) 対象校別契約電力・使用電力量一覧表（令和4年度の実績値）
- (カ) 対象校・対象室写真台帳

※資料の内容と実際の状況との整合について市が保証するものではない。

イ 対象者 本事業への参画を検討している事業者

ウ 申込方法 「参考図書の貸与申込書」（様式集 様式 1-5）及び「参考図書の貸与誓約書」（様式集 様式 1-6）に、必要な事項を記載の上、電子メール（ファイル添付）にて申込みをすること。なお、メールタイトルには「参考図書の貸与申込書（会社名）」と明記すること。また、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。

エ 申込先 「VIII 3 情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照

オ 申込期限 2024（令和6）年6月28日（金）午後5時まで

カ 貸与場所 浜松市教育委員会学校教育部教育施設課

キ 返却期限 2024（令和6）年7月26日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで）

ク 返却場所 同上

ケ 留意事項 書類の受渡しは申請後1週間以内の指定日に手渡しで行う。なお、市が貸与する資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させる、又は内容を提示することを禁止とし、取扱いに注意するものとする。また、事業者は、貸与された資料を本事業に係る業務以外で使用しないこととし、不要になった場合には、速やかに返却することとする。貸与された資料を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理した上、上記の返却時までには全て廃棄することとする。事業者は、受け取りの際に空のDVDを7枚持参すること。

(2) 入札説明書等の説明会の開催

入札説明書等に関する説明会を、以下のとおり開催する。

説明会日時・場所	日時：2024（令和6）年4月8日（月）[午前11時～12時] 場所：オンライン開催（Zoom）
参加者	本事業への参画を検討している事業者
参加申込期限	2024（令和6）年3月29日（金）午後5時まで
参加申込方法	「入札説明書等に関する説明会の参加申込書」（様式集 様式 1-3）

	<p>に必要事項を記入の上、浜松市教育委員会学校教育部教育施設課まで、エクセルファイル添付にて提出すること。</p> <p>※アドレス等は「VIII・3 情報公開及び情報提供」に記載。なお、メールタイトルには「入札説明書等に関する説明会申込(会社名)」と明記すること。また、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。</p> <p>上記参加申込書の提出のあった事業者に対し、2024(令和6)年4月2日(火)までに、メールにて会議URLを案内する。</p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ利用予定の端末でZoomに接続できるように環境設定をすること。 ・カメラ、マイクはオフにして参加すること。 ・説明会に参加する際に入力する番号は、事前に市より案内した番号とすること。 ・ホスト(アドバイザー(株式会社 建設技術研究所))は説明会開始20分前に接続する予定である。 ・不適切な行為等があると判断した場合は、当該者を強制退室する。 ・回線不良等により中断した場合は、チャット等で指示をするまで待機すること。 ・各事業者の参加人数の上限は設けない。
質疑応答	説明会において、質疑応答の時間は設けない。

(3) 現地見学会の申込み・実施

入札に参加しようとする企業を対象に、現地見学会を実施する。現地見学の手続き及び留意事項等の詳細は別紙2「現地見学会の実施概要及び留意事項」を確認すること。

ア 実施期間 2024(令和6)年4月15日(月)から4月16日(火)

イ 開催場所 別紙2に記載の現地見学対象校において開催する。

ウ 申込方法 可能な限り入札参加者の組成を予定している複数者で、「現地見学会の参加申込書」(様式集 様式 1-4)により電子メール(ファイル添付)にて申込むこと。なお、メールタイトルには「現地見学会に関する申込(会社名)」と明記すること。また、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。

エ 申込先 「VIII・3 情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照

オ 申込期限 2024(令和6)年3月29日(金) 午後5時まで

カ 留意事項 現地見学会当日は資料を配布しないため、各参加者において持参すること。また、校内での教育活動等に支障のないよう留意すること。

(4) 入札説明書等に関する質問の受付、質問及び回答の公表

入札説明書等に記載の内容に関して、質問を下記により受け付けることとする。また、質問の内容を考慮して、入札説明書等の内容を変更する場合がある。

ア 受付期間 2024(令和6)年3月26日(火)から4月26日(金) 午後5時まで

イ 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書提出届」(様式集 様式 1-1)及び「入札説明書等に関する質問書」(様式集 様式 1-2)

に必要な事項を記載の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。

なお、メールタイトルには「入札説明書等に関する質問書（会社名）」と明記すること。また、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。

- ウ 提出先 「VIII・3 情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照
- エ 回答方法 2024（令和6）年5月下旬に市ホームページで公表する。なお、質問者名は公表しないものとする。

(5) 入札説明書等に関する個別対話の開催

入札説明書等に記載の内容について、事業者の意見を聴取し、必要に応じて入札説明書等に反映することや事業者が予定する提案事項の可否についての市の判断を確認すること等を目的として、市と事業者との個別対話を実施する。

- ア 開催日時 2024（令和6）年6月6日（木）から7日（金）
- イ 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階会議室
〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目2番1号
- ウ 参加者 本事業への参画を検討している事業者
- エ 申込方法 可能な限り入札参加者の組成を予定している複数者で、「個別対話の参加申込書」（様式集 様式 1-7）により電子メール（ファイル添付）にて申込むこと。当該様式の「個別対話の議題」に、予め希望する議題を記入すること。なお、メールタイトルには「個別対話に関する申込（会社名）」と明記すること。また、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。
- オ 申込先 「VIII 3 情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照
- カ 申込期限 2024（令和6）年5月24日（金）午後5時まで
- キ 回答方法 2024（令和6）年6月下旬に市ホームページで公表する。
個別対話の内容は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ウェブサイトにおいて公表する。なお、質問を行った者の事業者名は公表しない。

(6) 入札参加表明書等の受付

本事業への入札参加希望者は、入札参加表明書の受付に併せて、参加資格を満たすことを証明するための書類を提出し、参加資格の有無について市の確認を受けなければならない。

なお、提出する書類の詳細は様式集を参照すること。

- ア 提出期間 2024（令和6）年6月24日（月）から6月28日（金）（毎日午前9時から午後5時まで）
- イ 提出方法 持参により提出すること。なお、表には「浜松市立小中学校特別教室空調整備事業に係る入札参加表明書等在中」と朱書きすること。
- ウ 提出先 「VIII 3 情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照

(7) 資格確認通知書の発送

市は、資格審査として、参加資格確認基準日（参加資格確認通知日）をもって、入札

参加希望者から提出された資格確認申請書類により参加資格の有無について確認を行うこととする。

市は、資格審査を行った結果を2024（令和6）年7月5日（金）に入札参加希望者に通知する。なお、資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、通知を受けた日から7日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求められることができる。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(8) 入札書等及び事業提案書等の受付

入札参加者は、「入札書」及び「入札金額内訳書」等（以下「入札書等」という。）、本事業に関する事業計画の内容を記載した事業実施に関する提案書及びその他関連書類等（以下「事業提案書等」という。）を次の要領により市に提出すること。入札書等及び事業提案書等の作成方法については、様式集に従うこと。

なお、入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書類等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合がある。また、入札参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、事業提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱うこととする。

(ア) 受付期間 2024（令和6）年7月29日（月）から7月31日（水）（毎日午前9時から午後5時まで）

あらかじめ「VIII・3 情報公開及び情報提供」に記載の連絡先に電話し、持参時間の調整を行うこと。

(イ) 提出方法 入札書等は、様式集に従い必要事項を表記した封筒に入れ、持参により提出すること。

事業提案書等は、様式集に従いファイルにまとめ、持参により提出すること。なお、表には「浜松市立小中学校特別教室空調整備事業に係る提案書類在中」と朱書きすること。

(ウ) 提出先 「VIII・3 情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照

6 入札にあたっての留意事項

(1) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ・入札参加表明書等に記載された代表企業の代表者以外の者がした入札
- ・参加資格のない者又は資格確認通知書を受理しなかった者の入札
- ・委任状が提出されていない代理人の入札
- ・同一入札参加者による複数の入札
- ・2人以上の者が同一の者の代理をした入札
- ・入札者が他の入札者の代理をした入札
- ・入札者が談合した入札
- ・入札参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者がした入札
- ・所定の日時までに所定の場所に到着しなかった入札
- ・記名押印を欠いた入札
- ・入札金額を訂正した入札
- ・入札金額又は特定事業名を欠いた、又は確認しがたい入札

- ・誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- ・電送及び電話による入札
- ・その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札

(2) 契約上限価格

本事業の契約上限価格は、次のとおりとする。契約上限価格を上回った者は失格とする。

8,121,390,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(3) 入札辞退に関する提出書類

参加資格の確認を受けた者が入札を辞退する場合は、「入札辞退届」（様式集 様式 3-1）を提出すること。

ア 提出方法 持参により提出すること。

イ 提出先 「VIII ・3 情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照

IV 落札者の選定

1 落札者の選定方法

本事業の落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

なお、本事業は、WTO 政府調達協定（平成6年4月15日にマラケシュで署名された政府調達に関する協定）の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

2 PFI 等審査委員会の設置

事業提案の審査は、透明性、公正性及び競争性を確保することを目的に、学識経験者等により構成する PFI 等審査委員会において行う。PFI 等審査委員会委員は、以下のとおりである。

区分	氏名（敬称略）	専門・所属
委員長	奥宮 正哉	名古屋産業科学研究所
副委員長	奥家 章夫	浜松市学校教育部長
委員	鍋島 佑基	静岡理科大学
	永野 涼子	静岡県弁護士会
	須部 保之	浜松市財務部次長（公共建築課長）

なお、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の落札者決定までの間において、本事業に関して委員に面談を求めたり、自社の PR 資料を提出したりすること等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけることを禁ずる。また、PFI 等審査委員会の動向等について聴取することも禁ずる。

これらの禁止事項に抵触したと市及び PFI 等審査委員会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う場合がある。

3 審査の内容

PFI 等審査委員会において、あらかじめ設定した落札者決定基準に基づき、入札提出書類（提案書）の審査を総合評価の方法により行い、最優秀入札提案を選定する。総合評価は、入札参加者の入札価格及び維持管理期間内の空調設備に係るエネルギー費用の総額（以下「価格審査」という。）に対する価格評価点と価格審査以外の提案内容についての性能評価点を加算して総合評価点を得る方法によるものとする。また、評価の過程においてヒアリングを実施する。ヒアリングの詳細（実施時期、場所等）については、別途、入札参加者の代表企業に対して通知を行う予定である。

なお、落札者を選定するまでの間に、入札参加者の構成企業及び協力企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しないこととする。

4 審査項目

審査項目は、別添資料「落札者決定基準」を参照すること。

5 落札者の決定

入札参加者から提出された入札提出書類（提案書）を PFI 等審査委員会が審査し、その

結果を受け、市が最も優れていると認めた入札参加者を落札者として決定する。

6 審査結果及び評価公表

市は、選定の結果について落札者の決定後に「審査講評」「入札参加者」及び「落札者」等を、市ホームページを通じて公表する。

(1) 落札者の公表

市が落札者を決定した場合は、全ての入札参加者に対して当該入札参加者の合否を書面にて通知するとともに、審査の結果は市ホームページを通じて公表する。

(2) 審査講評の公表

市は、落札者決定後に審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を公表する。

7 落札の無効

浜松市契約規則第13条に定めるもののほか、入札参加資格審査申請書（様式集 様式2-5）及びその他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は無効とする。

8 入札の中止

入札参加者が1者の場合も入札を行う。ただし、入札妨害の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を執行できないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

9 落札者を決定しない場合

募集及び選定の過程において、入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合は、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに市ホームページにて公表する。

10 事務局

落札者選定に係る事務局は、次のとおりとする。

浜松市教育委員会学校教育部教育施設課

V 提示条件

1 事業フレーム

(1) 事業の遂行

ア 本事業では、空調設備等の設計・施工を完了の上、2027（令和9）年3月31日（水）までに引渡し日を設定し全ての空調設備等を市に引き渡すことを選定事業者を求める。なお、引渡しは空調設備等の設置が完了した学校毎に順次行うものとする。

なお、空調設備等の引渡しは学校単位で行うものとする。

また、可能な範囲で設計・施工期間の短縮に係る事業者の提案を求めることとし、落札者決定基準、「Ⅲ審査基準」のとおり評価を行う。

イ 入札説明書等、事業者提案書類その他市と選定事業者で合意した内容の業務を確実に行うこと。

(2) 債権の取扱い

ア 債権の譲渡

市は、選定事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、選定事業者が市に対して有する支払請求権（債権）は一体不可分とする。選定事業者が債権を譲渡することはできない。ただし、市の承諾を得た場合には、この限りではない。

イ 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が市に対して有する債権に対し、質権を設定すること及びこれを担保提供することはできない。ただし、市の承諾を得た場合には、この限りではない。

(3) 協議事項

ア 法制上及び税制上の措置に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

イ 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めることとする。

ウ その他の支援に関する事項

市が支払う設計・施工等の対価の一部には、交付金、市債等を充当することを予定しており、選定事業者は、市の申請手続に協力するものとする。

2 市の支払いに関する事項

市は定期的にモニタリングを実施し、事業契約書に定められた業務水準が満たされていることを確認したうえで、選定事業者が提供したサービスに対し、サービス対価を事業者に支払うこととする。サービス対価の構成、支払方法等については事業契約書（案）別紙10「サービス対価の算定及び支払方法」に示す。

3 選定事業者の収入

市はSPCとの間で締結する事業契約に従い、選定事業者からサービスを購入する対価と

して、空調設備等の設計、施工、工事監理、所有権移転に係る対価（以下「設計・施工等のサービス対価」という。）及び空調設備等の維持管理業務に係る対価（以下「維持管理のサービス対価」という。）を支払うこととする。なお、サービス対価の支払方法の詳細については、事業契約書（案）別紙 10「サービス対価の算定及び支払方法」を参照すること。

4 事業者の事業契約上の地位

市の承諾がある場合を除き、SPC は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

ア 契約保証金として、設備整備費相当額（事業契約書（案）別紙 10「サービス対価の算定及び支払方法」、「2 (1) 設計・施工サービス対価」）の 10%以上に相当する額を本契約締結時に納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、以下の方法も可能とする。

(ア) 履行保証保険契約を締結する場合

- ・市を被保険者とする履行保証保険契約の締結（履行保証保険契約に係る保証証券を市へ提出すること。）
- ・SPC を被保険者とする履行保証保険契約の締結（事業者の費用にて、保険金請求権に市を質権者とする質権を設定すること。）

(イ) 契約保証金納付に代わる担保を提供する場合

- ・保証金に代わる担保となる有価証券等の提供（額面金額の 70%に相当する金額が上記アに規定する契約保証金額以上であることを要する。）
- ・設計・施工業務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は保証事業会社の保証

ウ 上記アに規定する契約保証金又はその代替となるものは、設備引渡し時に返還する。

6 保険

SPC（SPC との間で契約を締結する業務担当企業を含む。）は、次の要件を満たす保険契約を締結すること。なお、事業者提案書類において要件以上の提案をした場合には、SPC はその提案内容の保険契約を締結するものとする。また、次の保険契約に加えて、他の種類の保険契約を締結することを提案した場合には、当該保険も併せて加入するものとする。

(1) 施工期間

ア 設備工事保険

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| ・ 保険契約者 | SPC 又は SPC から空調設備等の施工業務を請け負った者 |
| ・ 被保険者 | SPC 及び SPC から空調設備等の施工業務を請け負った者 |
| ・ 保険の対象 | 空調設備等の施工工事 |
| ・ 保険期間 | 工事着手予定日を始期とし、空調設備等の各引渡し予定日を終期とする。 |
| ・ 保険金額 | 施工工事費 |

- ・補償する損害 工事現場での突発的な事故により、工事目的物や工事用仮設物等に生じた物的損害（水災危険を含む）
- ・免責金額 1 事故あたり 100,000 円以下
- ・その他 市を追加被保険者とする。

イ 第三者賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

- ・保険契約者 SPC 又は SPC から空調設備等の施工業務を請け負った者
- ・被保険者 SPC 及び SPC から空調設備等の施工業務を請け負った者
- ・保険期間 工事着手予定日を始期とし、空調設備等の各引渡し予定日を終期とする。
- ・てん補限度額 身体賠償－1 名あたり 1 億円以上、1 事故あたり 10 億円以上
財物賠償－1 事故あたり 1 億円以上
- ・免責金額 1 事故あたり 100,000 円以下
- ・補償する損害 本件工事に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ・その他 市を追加被保険者とする。

(2) 維持管理期間

ア 第三者賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

- ・保険契約者 SPC 又は SPC から空調設備等の維持管理業務の委託を受けた者
- ・被保険者 市、SPC 及び SPC から空調設備等の維持管理業務の委託を受けた者
- ・保険の対象 業務中に第三者の身体・生命を害し、又は財物に損傷を与えた結果、法律上の賠償責任による損害を担保
- ・保険期間 維持管理開始日を始期とし、維持管理終了日を終期とする。
- ・てん補限度額 身体賠償－1 名あたり 1 億円以上、1 事故あたり 10 億円以上
財物賠償－1 事故あたり 1 億円以上
- ・免責金額 1 事故あたり 100,000 円以下

(3) 留意事項

ア SPC（SPC との間で契約を締結する業務担当企業を含む。）は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく市に提示すること。

イ SPC（SPC との間で契約を締結する業務担当企業を含む。）は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

ウ SPC（SPC との間で契約を締結する業務担当企業を含む。）は、保険の有無に係らず、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故等については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担すること。

7 市と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年総理府告示第 11 号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確にしたうえで、リスクを最も良く管理することがで

きる者が当該リスクを分担する」との考え方にに基づき、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。選定事業者が担当する業務については、原則として選定事業者が責任を負うものとし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、事業契約書（案）及び入札説明書等を踏まえた事業者による事業者提案書類によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定したうえで、提案を行うこと。

8 SPC に関する取扱い

市は、SPC との間で仮契約を締結することとする。この際、落札者の構成企業又は協力企業は事業提案において各構成企業及び協力企業が受託又は請負うこととなっている業務を、SPC から受託又は請負うこととする。なお、SPC は会社法に定める株式会社とし、仮契約締結までに設立すること。

VI 事業実施に関する事項

1 市による本事業の実施状況の確認

市は、事業の実施状況について、監視、測定及び評価等のモニタリングを実施し、選定事業者が定められた業務を確実に履行し、要求水準書に規定された要求水準を達成しているかを確認する。モニタリングに要する費用のうち、選定事業者が行う作業等に必要となる費用は、選定事業者の負担とする。その他、市が行う作業等に必要となる費用は、市の負担とする。なお、入札説明書等、事業者提案書類に基づいて事業契約書に定められた性能等が維持されていないことが判明した場合、サービス対価の減額を行うことがある。

なお、モニタリングに関する詳細については、別添資料「モニタリング基本計画書(案)」を参照すること。

2 事業期間中の選定事業者と市の関わり

ア 本事業は、選定事業者の責において遂行されることとなる。また、市は前項のとおり、事業実施状況について確認を行う。

イ 市は、原則として選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接、連絡調整を行う場合がある。

ウ 資金調達上の必要性、事業の継続性の確保の関係から、一定の重要事項について、市は選定事業者に資金を提供する金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。ただし、当該協議が整わない場合、市は直接協定を締結しない。

直接協定の協議に関する市の考え方について確認を希望する金融機関又は融資団は、入札参加者が提案書類を提出するまでに相談するものとする。

VII 契約に関する事項

1 基本協定の締結

落札者と市は、落札後速やかに、基本協定書（案）に基づいて基本協定を締結するものとする。

2 契約手続き

ア 落札者と市は、事業契約書（案）の内容について協議を行い、2024（令和6）年11月上旬までに合意を得て仮契約を締結するよう努めるものとする。ただし、原則として事業契約書（案）、その他入札説明書等で示した内容及び事業者提案書類の内容を変更できないことに留意すること。ただし、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

イ 落札者は、仮契約の締結までにSPCを設立する。

ウ 仮契約は、浜松市議会で議決を得たときに本契約となる。

3 契約の概要

事業契約は、事業契約書（案）及び提案内容に基づき締結するものであり、選定事業者が遂行すべき設計・施工発注業務、維持管理業務に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。

なお、維持管理業務の詳細の仕様については、事業者提案書類及び要求水準書、事業契約書に定められた水準に基づき、市と協議の上、作成し、業務開始までに市の承諾を得ること。

4 入札価格と契約金額

落札者が提案した入札金額（落札金額）に100分の110を乗じた額を契約金額とする。

5 議会の議決

浜松市議会における事業契約締結の議決は、2024（令和6）年12月を予定している。

VIII その他

1 基本協定に違反した場合の取扱い

基本協定締結後、当該協定に違反し、若しくは落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等市の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、本協定で定める対応を行うほか、市が実施する入札等への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

2 特定事業の選定の取消し

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、入札参加者がいない、若しくはいずれの入札参加者の提案によっても市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でない判断された場合には、最終的に事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがある。この場合、その旨を速やかに市ホームページで公表する。

3 情報公開及び情報提供

市は、本事業に関する情報提供を、市ホームページを通じて適宜行う。

担 当：浜松市教育委員会学校教育部教育施設課
住 所：〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目2番1号 イーステージ浜松オフィ ス棟6階
T E L：053-457-2403 FAX：050-3730-8496
E-mail：shisetsu2@city.hamamatsu-szo.ed.jp
H P： https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shisetsu/bid/20231017.html

別紙1 対象校一覧

【小学校】

番号	学校名	所在地（浜松市内）	番号	学校名	所在地（浜松市内）
1	西小	中央区 鴨江町 70-1	43	初生小	中央区 初生町 1001-2
2	東小	中央区 中央二丁目 2-1	44	西都台小	中央区 西鴨江町 1106
3	県居小	中央区 東伊場二丁目 5-1	45	和田東小	中央区 安間町 437-2
4	相生小	中央区 向宿三丁目 8-1	46	可美小	中央区 若林町 1748
5	竜禅寺小	中央区 龍禅寺町 844	47	大平台小	中央区 大平台三丁目 6-1
6	追分小	中央区 布橋一丁目 9-1	48	舞阪小	中央区 舞阪町舞阪 76
7	佐藤小	中央区 佐藤二丁目 32-1	49	雄踏小	中央区 雄踏町宇布見 7997-1
8	広沢小	中央区 広沢二丁目 51-1	50	浜名小	浜名区 小松 1450
9	曳馬小	中央区 曳馬一丁目 1-35	51	北浜小	浜名区 横須賀 800
10	富塚小	中央区 富塚町 1803	52	北浜東小	浜名区 善地 1546
11	白脇小	中央区 寺脇町 431	53	中瀬小	浜名区 中瀬 3648-1
12	蒲小	中央区 神立町 5	54	赤佐小	浜名区 於呂 2790
13	浅間小	中央区 西浅田二丁目 12-1	55	鹿玉小	浜名区 宮口 262
14	鴨江小	中央区 西伊場町 4-1	56	新原小	浜名区 新原 2331
15	新津小	中央区 新橋町 777	57	北浜北小	浜名区 西美園 1588
16	河輪小	中央区 東町 333	58	内野小	浜名区 内野 1702
17	船越小	中央区 船越町 29-1	59	北浜南小	浜名区 寺島 3010
18	城北小	中央区 住吉一丁目 23-1	60	伎倍小	浜名区 貴布祢 2646
19	和田小	中央区 薬師町 273-2	61	二俣小	天竜区 二俣町二俣 867-1
20	与進小	中央区 天王町 1351	62	光明小	天竜区 山東 2550
21	豊西小	中央区 豊西町 1551	63	上阿多古小	天竜区 西藤平 1318
22	笠井小	中央区 笠井町 1050	64	下阿多古小	天竜区 両島 762
23	中ノ町小	中央区 中野町 427-1	65	熊小	天竜区 熊 2153
24	芳川小	中央区 芳川町 206-1	66	横山小	天竜区 横山町 547
25	飯田小	中央区 飯田町 978	67	犬居小	天竜区 春野町堀之内 993-1
26	花川小	中央区 花川町 781	68	気田小	天竜区 春野町気田 603-1
27	三方原小	中央区 三方原町 682	69	佐久間小	天竜区 佐久間町半場 50-1
28	豊岡小	中央区 豊岡町 22	70	水窪小	天竜区 水窪町奥領家 2697-1
29	都田小	浜名区 都田町 5609-2	71	気賀小	浜名区 細江町気賀 11529-1

番号	学校名	所在地（浜松市内）	番号	学校名	所在地（浜松市内）
30	神久呂小	中央区 神ヶ谷町 3490	72	西気賀小	浜名区 細江町気賀 9994-1
31	入野小	中央区 入野町 8757	73	伊目小	浜名区 細江町気賀 3241
32	積志小	中央区 積志町 1497-1	74	中川小	浜名区 細江町中川 2553
33	和地小	中央区 湖東町 2005	75	井伊谷小	浜名区 引佐町井伊谷 680
34	都田南小	浜名区 都田町 8756	76	金指小	浜名区 引佐町金指 1369
35	篠原小	中央区 篠原町 10300	77	奥山小	浜名区 引佐町奥山 1101-1
36	葵が丘小	中央区 高丘東三丁目 51-1	78	三ヶ日東小	浜名区 三ヶ日町都筑 2266-2
37	村櫛小	中央区 村櫛町 2551	79	三ヶ日西小	浜名区 三ヶ日町三ヶ日 301-1
38	砂丘小	中央区 白羽町 2512	80	平山小	浜名区 三ヶ日町平山 200
39	中郡小	中央区 中郡町 915	81	尾奈小	浜名区 三ヶ日町下尾奈 1431
40	佐鳴台小	中央区 佐鳴台三丁目 31-1	82	双葉小	中央区 海老塚二丁目 5-1
41	富塚西小	中央区 富塚町 3541	83	南の星小	中央区 西島町 1148-1
42	芳川北小	中央区 頭陀寺町 1046-1			

【中学校】

番号	学校名	所在地（浜松市内）	番号	学校名	所在地（浜松市内）
1	東部中	中央区 飯田町 1038	23	開成中	中央区 高丘北一丁目 15-20
2	西部中	中央区 鴨江二丁目 17-1	24	中郡中	中央区 中郡町 897
3	南部中	中央区 龍禅寺町 706	25	三方原中	中央区 豊岡町 196
4	北部中	中央区 文丘町 28-1	26	東陽中	中央区 西町 700
5	八幡中	中央区 野口町 1533	27	佐鳴台中	中央区 佐鳴台三丁目 32-1
6	曳馬中	中央区 曳馬四丁目 2-15	28	富塚中	中央区 富塚町 460-1
7	新津中	中央区 新橋町 748	29	可美中	中央区 増楽町 700
8	江西中	中央区 神田町 123	30	舞阪中	中央区 舞阪町舞阪 4601
9	蛭塚中	中央区 蛭塚二丁目 15-1	31	雄踏中	中央区 雄踏町宇布見 9595
10	天竜中	中央区 龍光町 43	32	浜名中	浜名区 小松 1762-1
11	与進中	中央区 市野町 1405-1	33	北浜中	浜名区 西美園 279-2
12	笠井中	中央区 笠井町 1055	34	浜北北部中	浜名区 於呂 2961
13	南陽中	中央区 芳川町 80	35	鹿玉中	浜名区 宮口 4847
14	北星中	中央区 初生町 1305	36	北浜東部中	浜名区 上善地 317
15	都田中	浜名区 都田町 5824-18	37	清竜中	天竜区 二俣町鹿島 525
16	神久呂中	中央区 大久保町 6633	38	光が丘中	天竜区 山東 2701
17	入野中	中央区 入野町 17059	39	春野中	天竜区 春野町気田 380-2
18	積志中	中央区 有玉北町 1200	40	水窪中	天竜区 水窪町地頭方 366
19	篠原中	中央区 篠原町 20200-1	41	細江中	浜名区 細江町気賀 7300-1
20	丸塚中	中央区 丸塚町 1050	42	引佐南部中	浜名区 引佐町横尾 426
21	高台中	中央区 住吉五丁目 19-1	43	三ヶ日中	浜名区 三ヶ日町宇志 1320-5
22	江南中	中央区 江之島町 1266-3			

【小中一貫】

番号	学校名	所在地（浜松市内）	番号	学校名	所在地（浜松市内）
1	引佐北部小中	浜名区 引佐町四方浄 134-6	3	浜松中部学園	中央区 松城町 108-1
2	庄内学園	中央区 庄内町 100			

別紙 2 現地見学会の実施概要及び留意事項

「III 5(3) 現地見学会の申込み・実施」に基づく現地見学会の実施に関する要領及び留意事項は次のとおり。

1 現地見学会対象校

浜松市立小中学校 8 校（飯田小学校、葵が丘小学校、南陽中学校、三方原中学校、竜禅寺小学校、浜名小学校、気賀小学校、引佐南部中学校）

2 現地見学会の実施概要

(1) 期間

2024（令和 6）年 4 月 15 日（月）～4 月 16 日（火）

(2) 見学方法

- ・ 見学会の当日は、指定された対象校に午前 9 時に集合し、見学を開始する。
- ・ 午前に見学会を実施する学校は午前 1 部が 9:00 から 10:00、午前 2 部を 10:30 から 11:30 まで、午後に見学会を実施する学校は午後 1 部が 13:30 から 14:30、午後 2 部が 15:15 から 16:15 までを見学可能時間とする。
- ・ 午前の 1 部及び 2 部と午後の 1 部及び 2 部に分けて実施するため、その間の各学校間の移動手段は各参加企業にて確保すること。

(3) 現地見学会当日の留意事項

- ・ 指定日時を厳守の上、現地に集合すること。
- ・ 参加人数は、1 企業当たり 2 名までとする。
- ・ 当日の移動手段は各参加企業にて用意すること。各校入校できる車の台数に限りがあるため、各参加企業は 1 企業あたり 1 台までの入校とする。なお、車で来校される場合には事前に市と調整すること（※駐車できない場合があることに留意すること）。また、車は指定された場所に駐車すること。
- ・ 学校敷地内は全面禁煙である。その他、学校教育活動等に支障ないよう留意すること。
- ・ 見学時に必要となるものは各自用意すること（資料、上履き等）。
- ・ 見学にあたっては、必ず市及び学校職員の指示に従うこと。
- ・ 本事業に関連する施設のカメラ等による撮影は可能とするが、児童、生徒及び個人情報特定されるような撮影を行ってはならない。また、撮影した写真等は本事業以外には利用してはならない。
- ・ 現地見学会における学校職員の説明は、学校内の施設、設備、敷地等の案内に関する事項のみとする。また、当該学校職員の発言は、本事業における個別の事業条件を規定したり、許可したりするものではない。
- ・ 授業中の学校で見学を行う場合、私語を慎むこと。

(4) 各対象校における時間帯

- ・ 見学時間帯ごとの対象校は下記のとおりを予定している。

4月15日（月）			
午前1部	午前2部	午後1部	午後2部
9:00～10:00	10:30～11:30	13:30～14:30	15:15～16:15
飯田小学校	南陽中学校	竜禅寺小学校	浜名小学校

4月16日（火）			
午前1部	午前2部	午後1部	午後2部
9:00～10:00	10:30～11:30	13:30～14:30	15:15～16:15
葵が丘小学校	三方原中学校	気賀小学校	引佐南部中学校

(5) 見学対象箇所

- ・ 空調設備等の対象教室内、校舎周り、敷地周り、分電盤、受変電設備の状況等を見学対象とする。
- ・ 授業の状況により対象教室内への立ち入りができない場合がある。

3 現地見学会の申込み

(1) 参加申込方法

- ・ 現地見学の参加には、現時点で入札参加を予定している企業単位で申込みを行うこと。
- ・ 「現地見学会の参加申込書」（様式集 様式 1-4）により、電子メール（ファイル添付）にて申込むこと。

(2) 申込書の記入方法

「現地見学会の参加申込書」（様式集 様式 1-4）は現時点で入札参加を予定している企業単位で作成し、担当者の連絡先等を記入すること。